

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人セレ奨学財団（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- ① 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
 - ② 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、資金用途及び管理運用方法についてあらかじめ用途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
 - 3 この法人は、常時、寄附金の申込を受けることができる。
 - 4 特定寄附金の受領に際しては、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

(寄附金の用途)

第3条 一般寄附金は、その50%以上を公益目的事業に使用するものとし、残額を管理費に使用することができるものとする。

- 2 前項については、寄附者に了解を得るものとする。
- 3 特定寄附金は、寄附者が特定した用途に使用するものとする。

(寄附金の申込)

第4条 寄附金の申込をしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を、財団へ提出するものとする。

(領収証の送付)

第5条 寄附金を受領したときは、遅滞なく領収証を寄附者へ送付するものとする。

- 2 前項の領収証には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第6条 寄附金が、次の各号に該当するときは、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- ① 法令に抵触するときの他、この法人の業務執行上支障があると認められるとき及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき。
- ② 特定寄附金について、その特定した内容が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

(備置き及び閲覧等)

第7条 この法人が受領する特定寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項を記載した書類を事務所に備置き、これを閲覧等に供するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるものの他、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1. この規程は、2023年3月23日から施行する。
2. この規程は、2023年11月21日より一部改訂施行する。